	斜里郡清里町	及び三、二百九十三番一、二百九十四番一から三まで、二百九十五番一、二百九十六番一から三まで及び五、二百九十七番一及び二、二百九十八番、二百九十九番一、二、四及び五、三百四十五番一及び四から六まで、三百八十番、三百九十八番、三百九十九番、四百十一番、四百十五番から四百十七番まで、四百三十四番、四百五十六番から四百五十八番まで、二万八番、二万十三番、二万十八番、二万十九番、二万五千二十一番、二万五千二十四番、二万五千二十五番、三万百番、三万百一番、三万百三番、三万百六番、三万百七番並びに三万五千七番に限る。）、昭和、豊郷（豊郷川以西の地域及び豊郷川との合流点下流の鱒浦川以西の地域を除く。）、中園、鱒浦（鱒浦川以北の地域を除く。）、実豊（百八十一番、百八十一番二、百八十二番、百八十七番一及び四、百八十八番、百八十九番一及び八、百九十番一から三まで、七及び八、百九十一番一から三まで及び六から十三まで、百九十二番一及び四から七まで、百九十三番一、百九十九番一、二及び七から十一まで、二百番一及び二、二百一番一及び二、二百二番一、二百三番一及び二、二百四番一及び二、二百五番、二百六番一から三まで、二百七番一から三まで、二百八番一、三及び四、二百九番一、四、五、七及び十、五百五十二番一、五百五十三番、五百五十四番、五百五十五番一、五百七十番、六百九十七番、一万五千七番から一万五千九番まで並びに三万十七番に限る。）、藻琴及び山里
	斜里郡斜里町	神威

以久科北、川上、豊倉、美咲及び来運（八十八番二、三、五から七まで、九及び十二から十五まで、九十一番十四、九十三番二十三から二十五まで、九十四番十六、百番一から三まで、百一番一、百二番、百五番一及び三から七まで、百六番一から三まで、百七番一から七まで、百八番一から三まで、六、八、十及び十一、百十番一及び三から五まで、百十一番一及び三から五まで、百十二番、百十三